

チェック項目		根拠規定等	はい	いいえ
役員等関係				
あなたが、監査業務を実施する会社等と以下の関係がありますか？		法24①1 令7①1・8 会337③1 府2①1		
あなた又はあなたの配偶者が、役員、これに準ずるもの又は財務に関する事務の責任ある担当者(以下「役員等」という。)である。		法24①1 会337③1 府2①1		
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、役員等であった。				
あなた又はあなたの配偶者が、監査業務をしようとする財務書類の会計期間の開始日からその終了後3月を経過する日までの期間(以下「監査関係期間」という。)内に、役員等であった。		令7①1 会337③1 府2①1		
あなた又はあなたの配偶者が、被監査会社等の関係会社等(令第7条第2項第1号・第2号)の役員又はこれに準ずるものである。		令7①8 →令7② →規3・4 会337③1 府2①1		
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、被監査会社等の関係会社等の役員又はこれに準ずるものであった。				
あなた又はあなたの配偶者が、監査関係期間内に、被監査会社等の関係会社等の役員又はこれに準ずるものであった。				
あなたは、金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく監査業務を実施する会社と以下の関係がありますか？		府2①5・6 →法24①1 →令7①1		
あなた又はあなたの配偶者が、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等である。		府2①6 →法24①1 →令7①1		
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等であった。				
あなた又はあなたの配偶者が、監査関係期間内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等であった。				
あなたの二親等以内の親族(※1)が、役員等である。		府2①5 →法24①1 →令7①1		
あなたの二親等以内の親族(※1)が、過去1年以内に、役員等であった。				
あなたの二親等以内の親族(※1)が、監査関係期間内に、役員等であった。				
使用人関係				
あなたが、監査業務を実施する会社等と以下の関係がありますか？		法24①2 令7①2・9 会337③1 府2①1		
あなたが、使用人である。		法24①2 会337③1 府2①1		
あなたが、過去1年以内に、使用人であった。				
あなたの配偶者が、使用人である。		令7①2 会337③1 府2①1		
あなたの配偶者が、過去1年以内に、使用人であった。				
あなたが、被監査会社等の親会社等・子会社等(令第7条第3項)の使用人である。		令7①9 →令7③ 会337③1 府2①1		
あなたは、金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を実施する会社と以下の関係がありますか？		府2①6 →法24①2		
あなた又はあなたの配偶者が、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の使用人である。		府2①6 →法24①2		
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の使用人であった。				

チェック項目		根拠規定等	はい	いいえ
公務員関係				
あなたが、監査業務を実施する営利企業と以下の関係がありますか？		法24③ 令7①3 会337③1 府2①1		
あなたが公務員(国家又は地方)である場合、在職している職と職務上密接な関係にある。		法24③ 会337③1 府2①1		
あなたが公務員(国家又は地方)を退職後2年を経過していない場合、退職前2年間に在職していた職と職務上密接な関係にある。				
あなたの配偶者が公務員(国家又は地方)である場合、在職している職と職務上密接な関係にある。		令7①3 会337③1 府2①1		
あなたの配偶者が公務員(国家又は地方)を退職後2年を経過していない場合、退職前2年以内に在職していた職と職務上密接な関係にある。				
あなたは、金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を実施する営利企業と以下の関係がありますか？		府2①6 →法24③		
あなた又はあなたの配偶者が公務員(国家又は地方)である場合、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社と在職している職が職務上密接な関係にある。		府2①6 →法24③		
あなた又はあなたの配偶者が公務員(国家又は地方)を退職後2年を経過していない場合、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社と退職前2年間に在職していた職が職務上密接な関係にある。				
株主・出資者・債権者・債務者等				
あなた又はあなたの配偶者が、被監査会社等の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。		令7①4 →規2 会337③1 府2①1		
① 株主・出資者で、相続・遺贈により被監査会社等の株式・出資を取得後1年を経過しない場合		令7①4 →規2		
② 債権者・債務者で、被監査会社等との間の法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合				
③ 債権者・債務者で、その有する債権・債務の金額が100万円未満である場合				
④ 債権者・債務者で、相続・遺贈により被監査会社等の債権・債務を取得後1年を経過しない場合				
⑤ 債権者・債務者で、内閣府令(規第2条)で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 (例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他公認会計士の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)				
あなたは、金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を実施する場合、あなた又はあなたの配偶者が、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。		府2①6 →令7①4 →規2		
① 株主・出資者で、相続・遺贈により被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の株式・出資を取得後1年を経過しない場合		令7①4 →規2		
② 債権者・債務者で、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社との間の法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合				
③ 債権者・債務者で、その有する債権・債務の金額が100万円未満である場合				
④ 債権者・債務者で、相続・遺贈により被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の債権・債務を取得後1年を経過しない場合				
⑤ 債権者・債務者で、内閣府令(規第2条)で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 (例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他公認会計士の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)				

チェック項目		根拠規定等	はい	いいえ
経済的利益供与				
あなた又はあなたの配偶者が、以下に記載する者から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けていますか？	令7①5・7 会337③1 府2①1			
被監査会社等	令7①5 会337③1 府2①1			
被監査会社等の役員等	令7①7 会337③1 府2①1			
過去1年以内に、被監査会社等の役員等であった者				
監査関係期間内に、被監査会社等の役員等であった者				
あなたは、金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を実施する場合、あなた又はあなたの配偶者が、以下に記載する者から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けていますか？	府2①6 →令7①5・7			
被監査会社の連結子会社・持分法適用会社	府2①6 →令7①5			
被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等	府2①6 →令7①7			
過去1年以内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等であった者				
監査関係期間内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等であった者				
税理士業務等				
あなた又はあなたの配偶者は、以下に記載する者から税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	令7①6・7 会337③1 府2①1			
被監査会社等	令7①6 会337③1 府2①1			
被監査会社等の役員等	令7①7 会337③1 府2①1			
過去1年以内に、被監査会社等の役員等であった者				
監査関係期間内に、被監査会社等の役員等であった者				
あなたは、金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を実施する場合、あなた又はあなたの配偶者は、以下に記載する者から税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	府2①6 →令7①6・7			
被監査会社の連結子会社・持分法適用会社	府2①6 →令7①6			
被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等	府2①6 →令7①7			
過去1年以内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等であった者				
監査関係期間内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等であった者				
あなた又はあなたの配偶者は、被監査会社が「会計監査人設置会社」の場合、当該会社の子会社又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から、公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	会337③2			

チェック項目		根拠規定等	はい	いいえ
同時提供が禁止されている非監査業務				
あなたが監査業務を実施する会社等が公認会計士法上の大会社等(注1)に該当する場合、あなた又はあなたの配偶者(実質的に支配していると認められる法人その他の団体を含む。)が、以下に記載する業務により、継続的な報酬を受けていますか？	法24の2 →規5・6 会337③1 府2①2			
一 会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務(注2) 二 財務又は会計に係る情報システムの整備又は管理に関する業務 三 現物出資その他これに準ずるものに係る財産の証明又は鑑定評価に関する業務 四 保険数理に関する業務 五 内部監査の外部委託に関する業務 六 監査又は証明をしようとする財務書類を自らが作成していると認められる業務又は被監査会社等の経営判断に関与すると認められる業務	規6			
監査責任者の交替				
あなたが監査業務を実施する会社等が公認会計士法上の大会社等(注1)に該当する場合、あなたは、連続して7会計期間(※2)を超えて、以下に記載する監査関連業務を行っていますか？	法24の3 →令11～13 →規8①1,9,10 会337③1 府2①3			
一 監査業務(法第2条第1項の業務) 二 監査業務を行っている公認会計士と同程度以上に実質的に関与する業務 三 意見審査業務	法24の3③ →規9③			
単独監査				
あなたは、一人だけで、公認会計士法上の大会社等(注1)の監査業務を行っていますか？	法24の4 →規11			
その他				
あなたは、業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過していない。	法30①②,31			

法 : 公認会計士法
 令 : 公認会計士法施行令
 会 : 会社法
 府 : 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
 規 : 公認会計士法施行規則

※1 本人の父母・子・子の配偶者・祖父母・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・孫・孫の配偶者及び配偶者並びに配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹をいう。

※2 金融商品取引所にその発行する有価証券を上場しようとする者(公認会計士法上の大会社等(注1)を除く。)の当該有価証券が上場される日の属する会計期間前にその者の財務書類の監査業務を行った場合には、連続する会計期間は短縮されることに留意が必要である。

(注1) 公認会計士法上の大会社等の範囲
 公認会計士法第24条の2、同施行令第8条から第10条まで、及び同施行規則第7条を参照

(注2) 「会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務」について
 会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務には、例えば以下のものが含まれる。
 (ア) 取引を認識した上で会計処理を決定し、会計帳簿を作成及び維持すること。
 (イ) 取引を承認又は実行する権限が付与されていること、又はその権限を行使すること。
 (ウ) 会計帳簿及び財務書類の基礎となる資料若しくは原始データを作成又は変更すること。
 (エ) 貸借対照表、損益計算書その他の財務書類を調製すること。

当該業務については、独立性に関する法改正対応解釈指針第4号「大会社等監査における非監査証明業務について」を確認し、十分に留意する必要がある。

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
役員等関係			
監査法人が実施した監査業務に社員として関与した者が、当該財務書類に係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間に、当該会社等又はその連結会社等の役員又はこれに準ずる者に就いていますか？	法34の11①3 →法34の14の2 →法28の2 →規13 会337③1 府2②1		
株主・出資者・債権者・債務者等			
監査法人は、監査業務を実施する会社等の株主又は出資者に該当しますか？	法34の11①1 会337③1 府2②1		
監査法人は、監査業務を実施する会社等の債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。	令15①1 会337③1 府2②1		
① 被監査会社等との間の法第2条第1項又は第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務である場合 ② 内閣府令(規第2条)で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 (例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他監査法人の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)	令15①1 →規2		
監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を実施する場合、当該会社の連結子会社・持分法適用会社の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。	府2②6 →法34の11①1 →令15①1		
① 被監査会社の連結子会社・持分法適用会社との間の法第2条第1項又は第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務である場合 ② 内閣府令(規第2条)で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 (例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他監査法人の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)	令15①1 →規2		
経済的利益供与			
監査法人は、以下に記載する者から、無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益を受けていますか？	令15①2・3 →令7①5 会337③1 府2②1		
被監査会社等	令15①2 →令7①5 会337③1 府2②1		
被監査会社等の役員、これに準ずるもの又は財務に関する事務の責任ある担当者(以下「役員等」という。)	令15①3 →令7①5 会337③1 府2②1		
過去1年以内に、被監査会社等の役員等であった者			
監査業務をしようとする財務書類の会計期間の開始日からその終了後3月を経過する日までの期間(以下「監査関係期間」という。)内に、被監査会社等の役員等であった者			
監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を実施する場合、以下に記載する者から、無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益を受けていますか？	府2②6 →令15①2・3		
被監査会社の連結子会社・持分法適用会社	府2②6 →令15①2		
被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等			
過去1年以内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等であった者	府2②6 →令15①3		
監査関係期間内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等であった者			

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
税理士業務等			
監査法人は、被監査会社が「会計監査人設置会社」の場合、当該会社の子会社又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から、監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	会337③2		
被監査会社が「会計監査人設置会社」の場合、監査法人の社員の半数以上が、本人又はその配偶者につき、当該会社の子会社又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から、公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	会337③3		
同時提供が禁止されている非監査業務			
監査業務を実施する会社等が公認会計士法上の大会社等(注1)に該当する場合、監査法人(監査法人が実質的に支配していると認められる法人その他の団体を含む。)は、当該会社等から、以下の業務により、継続的な報酬を受けていますか？	法34の11の2① →規5・6 会337③1 府2②2		
一 会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務(注2) 二 財務又は会計に係る情報システムの整備又は管理に関する業務 三 現物出資その他これに準ずるものに係る財産の証明又は鑑定評価に関する業務 四 保険数理に関する業務 五 内部監査の外部委託に関する業務 六 監査又は証明をしようとする財務書類を自らが作成していると認められる業務又は被監査会社等の経営判断に関与すると認められる業務	規6		
監査業務を実施する会社等が公認会計士法上の大会社等(注1)に該当する場合、監査法人の社員が、当該会社等から、法第2条第2項の業務により継続的な報酬を受けていますか？	法34の11の2② 会337③1 府2②2		
その他			
監査法人の社員の半数以上の者が、令第15条第4号から第6号までに該当する場合を除き、本人又はその配偶者につき、被監査会社等と令第15条第6号イ(公務員関係)又はロ(役員等、使用人、株主・出資者・債権者・債務者、経済的利益供与、税理士業務等、役員経由の経済的利益供与、関係会社等の役員これに準ずるもの)のいずれかの関係を有していますか？	令15①7 →法24①2,③ →令7①1~8 会337③1 府2②9		
監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を実施する場合、監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社と府第2条第2項第9号に規定する関係(役員等、使用人、公務員、株主・出資者・債権者・債務者、経済的利益供与、税理士業務等、役員経由の経済的利益供与)のいずれかの関係を有していますか？	府2②9 →法24①1・2,③ →令7①1・4~7		
監査法人は、業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過していない。	法34の21②		

法 : 公認会計士法
 令 : 公認会計士法施行令
 会 : 会社法
 府 : 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
 規 : 公認会計士法施行規則

(注1)公認会計士法上の大会社等の範囲

公認会計士法第24条の2、同施行令第8条から第10条まで、及び同施行規則第7条を参照

(注2)「会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務」について

会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務には、例えば以下のものが含まれる。

- (ア) 取引を認識した上で会計処理を決定し、会計帳簿を作成及び維持すること。
 (イ) 取引を承認又は実行する権限が付与されていること、又はその権限を行使すること。
 (ウ) 会計帳簿及び財務書類の基礎となる資料若しくは原始データを作成又は変更すること。
 (エ) 貸借対照表、損益計算書その他の財務書類を調製すること。

当該業務については、独立性に関する法改正対応解釈指針第4号「大会社等監査における非監査証明業務について」を確認し、十分に留意する必要がある。

チェック項目		根拠規定等	はい	いいえ
役員等関係				
あなたは、所属する監査法人が監査業務を実施する会社等と以下の関係がありますか？	法34の11①2 →法24①1 令15①4の2 会337③1 府2②1			
あなた又はあなたの配偶者が、役員、これに準ずるもの又は財務に関する事務の責任ある担当者(以下「役員等」という。)である。	法34の11①2 →法24①1 会337③1 府2②1			
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、役員等であった。	法34の11①2 →法24①1 会337③1 府2②1			
あなたは、当該会社等の親会社等・子会社等(令第7条第3項)の役員等である。	令15①4の2 →令7③ 会337③1 府2②1			
あなたは、所属する監査法人が金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を実施する会社の持分法適用会社の取締役・執行役・監査役ですか？	府2②8			
あなたは、あなたが監査業務に関与する(※1)会社等と、以下の関係がありますか？	令15①6ロ →令7①1・8 会337③1 府2②1			
あなた又はあなたの配偶者が、監査業務をしようとする財務書類の会計期間の開始日からその終了後3月を経過する日までの期間(以下「監査関係期間」という。)内に役員等であった。	令15①6ロ →令7①1 会337③1 府2②1			
あなた又はあなたの配偶者が、関係会社等(令第7条第2項第1号・第2号)の役員又はこれに準ずるものである。	令15①6ロ →令7①8			
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、関係会社等の役員又はこれに準ずるものであった。	→令7② →規3・4			
あなた又はあなたの配偶者が、監査関係期間内に、関係会社等の役員又はこれに準ずるものであった。	会337③1 府2②1			
あなたが執行する業務が金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく監査業務の場合、当該会社と以下の関係がありますか？	府2②5・7 →法24①1 →令7①1			
あなた又はあなたの配偶者が、連結子会社・持分法適用会社の役員等である。	府2②7			
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、連結子会社・持分法適用会社の役員等であった。	→法24①1			
あなた又はあなたの配偶者が、監査関係期間内に、連結子会社・持分法適用会社の役員等であった。	府2②7 →令7①1			
あなたの二親等以内の親族(※2)が、役員等である。	府2②5			
あなたの二親等以内の親族(※2)が、過去1年以内に、役員等であった。	→法24①1			
あなたの二親等以内の親族(※2)が、監査関係期間内に、役員等であった。	府2②5 →令7①1			
使用人関係				
あなたは、所属する監査法人が監査業務を実施する会社等と以下の関係がありますか？	令15①4・4の2 会337③1 府2②1			
当該会社等の使用人である。	令15①4 会337③1 府2②1			
当該会社等の親会社等・子会社等(令第7条第3項)の使用人である。	令15①4の2 →令7③ 会337③1 府2②1			

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
あなたは、所属する監査法人が金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を実施する会社の持分法適用会社の使用人ですか？	府2②8		
あなたは、あなたが監査業務に関与する(※1)会社等と、以下の関係がありますか？	令15①6 →法24①2 →令7①2 会337③1 府2②1		
あなた又はあなたの配偶者が、使用人である。	令15①6イ →法24①2		
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、使用人であった。	令15①6ロ →令7①2 会337③1 府2②1		
あなたは、あなたが執行する業務が金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務の場合、以下の関係がありますか？	府2②7 →法24①2		
あなた又はあなたの配偶者が、当該会社の連結子会社・持分法適用会社の使用人である。	府2②7		
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、当該会社の連結子会社・持分法適用会社の使用人であった。	→法24①2		
公務員関係			
あなたは、あなたが監査業務に関与する(※1)営利企業と以下の関係がありますか？	令15①6 →法24③ →令7①3 会337③1 府2②1		
あなた又はあなたの配偶者が公務員(国家又は地方)である場合、在職している職と職務上密接な関係にある。	令15①6イ →法24③		
あなた又はあなたの配偶者が公務員(国家又は地方)であった場合で、退職後2年を経過していない場合、退職前2年間に在職していた職と職務上密接な関係にある。	令15①6ロ →令7①3 会337③1 府2②1		
あなたは、あなたが執行する業務が金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務の場合、当該営利企業と以下の関係がありますか？	府2②7 →法24③		
あなた又はあなたの配偶者が公務員(国家又は地方)である場合、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社と在職している職が職務上密接な関係にある。	府2②7		
あなた又はあなたの配偶者が公務員(国家又は地方)を退職後2年を経過していない場合、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社と退職前2年間に在職していた職が職務上密接な関係にある。	→法24③		
株主・出資者・債権者・債務者等			
あなた又はあなたの配偶者が、あなたが関与する(※1)会社等の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。	令15①6ロ →令7①4 会337③1 府2②1		
① 株主・出資者で、相続・遺贈により被監査会社等の株式・出資を取得後1年を経過しない場合 ② 債権者・債務者で、被監査会社等との法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合 ③ 債権者・債務者で、その有する債権・債務の金額が100万円未満である場合 ④ 債権者・債務者で、相続・遺贈により被監査会社等の債権・債務を取得後1年を経過しない場合 ⑤ 債権者・債務者で、内閣府令(規第2条)で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 (例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他監査法人の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)	令7①4 →規2		

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
<p>あなた又はあなたの配偶者が、あなたが金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を執行する会社の連結子会社・持分法適用会社の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。</p> <p>① 株主・出資者で、相続・遺贈により被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の株式・出資を取得後1年を経過しない場合</p> <p>② 債権者・債務者で、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社との間の法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合</p> <p>③ 債権者・債務者で、その有する債権・債務の金額が100万円未満である場合</p> <p>④ 債権者・債務者で、相続・遺贈により被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の債権・債務を取得後1年を経過しない場合</p> <p>⑤ 債権者・債務者で、内閣府令（規第2条）で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 （例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他監査法人の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等）</p>	<p>府2②7 →令7①4</p> <p>令7①4 →規2</p>		
経済的利益供与			
<p>あなた又はあなたの配偶者が、以下に記載する、あなたが関与する（※1）会社等から、無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けていますか？</p>	<p>令15①6ロ →令7①5・7 会337③1 府2②1</p>		
<p>被監査会社等</p>	<p>令7①5 会337③1 府2②1</p>		
<p>被監査会社等の役員等</p>	<p>令7①7 会337③1 府2②1</p>		
<p>過去1年以内に、被監査会社等の役員等であった者</p>			
<p>監査関係期間内に、被監査会社等の役員等であった者</p>			
<p>あなたが金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を執行する場合、あなた又はあなたの配偶者が、以下に記載する者から、無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けていますか？</p>	<p>府2②7 →令7①5・7</p>		
<p>被監査会社の連結子会社・持分法適用会社</p>	<p>府2②7 →令7①5</p>		
<p>被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等</p>	<p>府2②7 →令7①7</p>		
<p>過去1年以内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等であった者</p>			
<p>監査関係期間内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等であった者</p>			
税理士業務等			
<p>あなたは、所属する監査法人が監査業務を実施する会社等から、税理士業務により継続的な報酬を受けていますか？</p>	<p>令15①5 会337③1 府2②1</p>		
<p>あなた又はあなたの配偶者が、以下に記載する、あなたが関与する（※1）会社等から、税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？</p>	<p>令15①6ロ →令7①6・7 会337③1 府2②1</p>		
<p>被監査会社等</p>	<p>令7①6 会337③1 府2②1</p>		
<p>被監査会社等の役員等</p>	<p>令7①7 会337③1 府2②1</p>		
<p>過去1年以内に、被監査会社等の役員等であった者</p>			
<p>監査関係期間内に、被監査会社等の役員等であった者</p>			

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
あなたが金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を執行する場合、あなた又はあなたの配偶者が、以下に記載する者から、税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	府2②7 →令7①6・7		
被監査会社の連結子会社・持分法適用会社	府2②7 →令7①6		
被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等			
過去1年以内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等であった者	府2②7 →令7①7		
監査関係期間内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等であった者			
あなたは、所属する監査法人が金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を実施する会社の連結子会社・持分法適用会社から、税理士業務により継続的な報酬を受けていますか？	府2②8 →令15①5		
あなたが社員として業務を執行する被監査会社が「会計監査人設置会社」の場合、あなた又はあなたの配偶者は、当該会社の子会社又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から、公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	会337② →会337③2		
あなたの所属する監査法人が監査業務を実施する被監査会社が「会計監査人設置会社」の場合、あなた又はあなたの配偶者は、当該会社の子会社又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から、公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	会337③3		
同時提供が禁止されている非監査業務			
あなたは、所属する監査法人が監査業務を実施する公認会計士法上の大会社等(注)から、法第2条第2項の業務により継続的な報酬を受けていますか？	法34の11の2② 会337③1 府2②2		
業務執行社員等の交替			
あなたが関与する(※3)会社等が公認会計士法上の大会社等(注)に該当する場合、連続して7会計期間(※4)を超えて、以下に記載する監査関連業務を行っていますか？	法34の11の3 法34の11の5① →令16・17 →規8①2,9③3,10 会337③1		
一 監査法人の行う法第2条第1項の業務にその社員として関与すること 二 業務執行社員と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務	法24の3③ →規9③3		
所属する監査法人が一定規模以上の場合(※5)、あなたの関与先が上場会社等で、筆頭業務執行社員(個別の監査業務に係る審査を担当する社員を含む。)として5会計期間(※4)を超えて監査業務に関与していますか？	法34の11の4 法34の11の5② →令18～20 →規8①3,10,23,24 会337③1		
その他			
令第15条第4号から第6号までに該当する場合を除き、あなた又はあなたの配偶者は、所属する監査法人が監査業務を実施する会社等と、令第15条第6号イ(公務員関係)又はロ(役員等、使用人、株主・出資者・債権者・債務者、経済的利益供与、税理士業務等、役員経由の経済的利益供与、関係会社等の役員これに準ずるもの)のいずれかの関係を有していますか？	令15①7 →法24①2,③ →令7①1～8 会337③1 府2②9		
あなた又はあなたの配偶者は、所属する監査法人が金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務を実施する会社の連結子会社又は持分法適用会社と府第2条第2項第9号に規定する関係(役員等、使用人、公務員、株主・出資者・債権者・債務者、経済的利益供与、税理士業務等、役員経由の経済的利益供与)のいずれかの関係を有していますか？	府2②9 →法24①1・2,③ →令7①1・4～7		
あなたは、業務の停止の処分を受け、その停止期間を経過していない。	法30③ →法30①②		

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
法	:公認会計士法		
令	:公認会計士法施行令		
会	:会社法		
府	:財務諸表等の監査証明に関する内閣府令		
規	:公認会計士法施行規則		

※1 業務執行社員に加え、当該監査業務の執行に重要な影響を与える社員を含む。

※2 本人の父母・子・子の配偶者・祖父母・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・孫・孫の配偶者及び配偶者並びに配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹をいう。

※3 監査関連業務を行っている場合をいう。

※4 金融商品取引所にその発行する有価証券を上場しようとする者(公認会計士法上の大会社等(注)を除く。)の当該有価証券が上場される日の属する会計期間前にその者の財務書類の監査業務を行った場合には、連続する会計期間は短縮されることに留意が必要である。

※5 監査法人の直近の会計年度において上場会社等の監査業務が100社以上である場合をいう。

(注)公認会計士法上の大会社等の範囲

公認会計士法第24条の2、同施行令第8条から第10条まで、及び同施行規則第7条を参照

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
役員等関係			
<p>あなたは、監査業務に補助者として従事する会社等と以下の関係がありますか？ (※「会計監査人設置会社」の監査業務に補助者として従事する場合は、あなたの配偶者を含む。)</p>	府2①4,②4 →法24①1 →令7①1・8 会396⑤1 →会337③1 →法24①1 →令7①1・8		
<p>あなたは、役員、これに準ずるもの又は財務に関する事務の責任ある担当者(以下「役員等」という。)である。</p>	府2①4,②4 →法24①1 会396⑤1 →会337③1 →法24①1		
<p>あなたは、過去1年以内に、役員等であった。</p>	府2①4,②4 →法24①1		
<p>あなたは、財務書類の会計期間の開始日からその終了後3月を経過する日までの期間(以下「監査関係期間」という。)内に、役員等であった。</p>	府2①4,②4 →令7①1 会396⑤1 →会337③1 →令7①1		
<p>あなたは、被監査会社等の関係会社等(令第7条第2項第1号・第2号)の役員又はこれに準ずるものである。</p>	府2①4,②4 →令7①8 →令7②		
<p>あなたは、過去1年以内に、被監査会社等の関係会社等の役員又はこれに準ずるものであった。</p>	→規3・4 会396⑤1		
<p>あなたは、監査関係期間内に、被監査会社等の関係会社等の役員又はこれに準ずるものであった。</p>	→会337③1 →令7①8		
<p>あなたが金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務について補助者として従事する場合、以下のような関係がありますか？</p>	府2①6,②7 →法24①1 →令7①1		
<p>あなたは、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等である。</p>			
<p>あなたは、過去1年以内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等であった。</p>	府2①6,②7 →法24①1 →令7①1		
<p>あなたは、監査関係期間内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の役員等であった。</p>			
<p>あなたが「会計監査人設置会社」の監査業務に補助者として従事する場合、あなたは、当該会社又はその子会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役ですか？</p>	会396⑤2		
使用人関係			
<p>あなたは、監査業務に補助者として従事する会社等と以下の関係がありますか？</p>	府2①4,②4 →法24①2 →令7①9 会396⑤1 →会337③1 →法24①2 →令7①9		
<p>あなたは、使用人である。</p>	府2①4,②4 →法24①2 会396⑤1		
<p>あなたは、過去1年以内に、使用人であった。</p>	→会337③1 →法24①2		

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
あなたは、被監査会社等の親会社等・子会社等(令第7条第3項)の使用者である。	府2①4,②4 →令7①9 →令7③ 会396⑤1 →会337③1 →令7①9		
あなたが「会計監査人設置会社」の監査業務について補助者として従事する場合、以下の関係がありますか？	会396⑤1 →会337③1 →令7①2		
あなたの配偶者が、被監査会社の使用者である。	会396⑤1 →会337③1 →令7①2		
あなたの配偶者が、過去1年以内に、使用者であった。			
あなたが「会計監査人設置会社」の監査業務に補助者として従事する場合、あなたは、当該会社又はその子会社の支配人その他の使用者ですか？	会396⑤2		
あなたが金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務について補助者として従事する場合、以下の関係がありますか？	府2①6,②7 →法24①2		
あなたは、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の使用者である。	府2①6,②7 →法24①2		
あなたは、過去1年以内に、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の使用者であった。			
公務員関係			
あなたは、監査業務に補助者として従事する営利企業と以下の関係がありますか？	府2①4,②4 →法24③ 会396⑤1 →会337③1 →法24③		
あなたが公務員(国家又は地方)である場合、在職している職と職務上密接な関係にある。	府2①4,②4 →法24③ 会396⑤1		
あなたが公務員(国家又は地方)を退職後2年を経過していない場合、退職前2年間に在職していた職と職務上密接な関係にある。	→会337③1 →法24③		
あなたが「会計監査人設置会社」の監査業務について補助者として従事する場合、以下の関係がありますか？	会396⑤1 →会337③1 →令7①3		
あなたの配偶者が公務員(国家又は地方)である場合、在職している職と職務上密接な関係にある。	会396⑤1 →会337③1 →令7①3		
あなたの配偶者が公務員(国家又は地方)を退職後2年を経過していない場合、退職前2年以内に在職していた職と職務上密接な関係にある。			
あなたが金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務について補助者として従事する場合、以下の関係がありますか？	府2①6,②7 →法24③		
あなたが公務員(国家又は地方)である場合、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社と在職している職が職務上密接な関係にある。	府2①6,②7 →法24③		
あなたが公務員(国家又は地方)を退職後2年を経過していない場合、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社と退職前2年間に在職していた職が職務上密接な関係にある。			

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
株主・出資者・債権者・債務者等			
<p>あなたは、被監査会社等の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。</p>	府2①4,②4 →令7①4 会396⑤1 →会337③1 →令7①4		
<p>① 株主・出資者で、相続・遺贈により被監査会社等の株式・出資を取得後1年を経過しない場合</p> <p>② 債権者・債務者で、被監査会社等との間の法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合</p> <p>③ 債権者・債務者で、その有する債権・債務の金額が100万円未満である場合</p> <p>④ 債権者・債務者で、相続・遺贈により被監査会社等の債権・債務を取得後1年を経過しない場合</p> <p>⑤ 債権者・債務者で、内閣府令(規第2条)で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 (例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他公認会計士又は監査法人の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)</p>	令7①4 →規2		
<p>あなたが監査業務に補助者として従事する会社が「会計監査人設置会社」の場合、あなたの配偶者が、被監査会社の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。</p>	会396⑤1 →会337③1 →令7①4		
<p>① 株主・出資者で、相続・遺贈により被監査会社の株式・出資を取得後1年を経過しない場合</p> <p>② 債権者・債務者で、被監査会社との間の法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合</p> <p>③ 債権者・債務者で、その有する債権・債務の金額が100万円未満である場合</p> <p>④ 債権者・債務者で、相続・遺贈により被監査会社の債権・債務を取得後1年を経過しない場合</p> <p>⑤ 債権者・債務者で、内閣府令(規第2条)で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 (例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他公認会計士又は監査法人の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)</p>	令7①4 →規2		
<p>あなたは、金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務について補助者として従事する場合、当該会社の連結子会社・持分法適用会社の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。</p>	府2①6,②7 →令7①4		
<p>① 株主・出資者で、相続・遺贈により被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の株式・出資を取得後1年を経過しない場合</p> <p>② 債権者・債務者で、被監査会社の連結子会社・持分法適用会社との間の法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合</p> <p>③ 債権者・債務者で、その有する債権・債務の金額が100万円未満である場合</p> <p>④ 債権者・債務者で、相続・遺贈により被監査会社の連結子会社・持分法適用会社の債権・債務を取得後1年を経過しない場合</p> <p>⑤ 債権者・債務者で、内閣府令(規第2条)で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 (例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他公認会計士又は監査法人の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)</p>	令7①4 →規2		

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
経済的利益供与			
あなたは、監査業務に補助者として従事する会社等から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益を受けていますか？	府2①4,②4 →令7①5 会396⑤1 →会337③1 →令7①5		
あなたが監査業務に補助者として従事する会社が「会計監査人設置会社」の場合、あなた又はあなたの配偶者が、以下に記載する者から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他特別の経済上の利益の供与を受けていますか？	会396⑤1 →会337③1 →令7①5・7		
被監査会社	会396⑤1 →会337③1 →令7①5		
被監査会社の役員等			
過去1年以内に、被監査会社の役員等であった者	会396⑤1 →会337③1 →令7①7		
監査関係期間内に、被監査会社の役員等であった者			
あなたは、金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務について補助者として従事する場合、当該会社の連結子会社・持分法適用会社から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他特別の経済上の利益の供与を受けていますか？	府2①6,②7 →令7①5		
税理士業務等			
あなたは、監査業務に補助者として従事する会社等から、税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	府2①4,②4 →令7①6 会396⑤1 →会337③1 →令7①6		
あなたが監査業務に補助者として従事する会社が「会計監査人設置会社」の場合、あなたの配偶者が、当該会社から税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	会396⑤1 →会337③1 →令7①6		
あなたは、金融商品取引法第193条の2第1項又は同第2項に基づく連結財務諸表等の監査業務について補助者として従事する場合、当該会社の連結子会社・持分法適用会社から、税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	府2①6,②7 →令7①6		
あなたが監査業務に補助者として従事する会社が「会計監査人設置会社」の場合、あなた又はあなたの配偶者が、当該会社の子会社又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から、公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	会396⑤1 →会337③2		
あなたが監査業務に補助者として従事する会社が「会計監査人設置会社」の場合、当該会社又はその子会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？	会396⑤3		
その他			
あなたは、業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過していない。	法30・31		

法 : 公認会計士法
 令 : 公認会計士法施行令
 会 : 会社法
 府 : 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
 規 : 公認会計士法施行規則